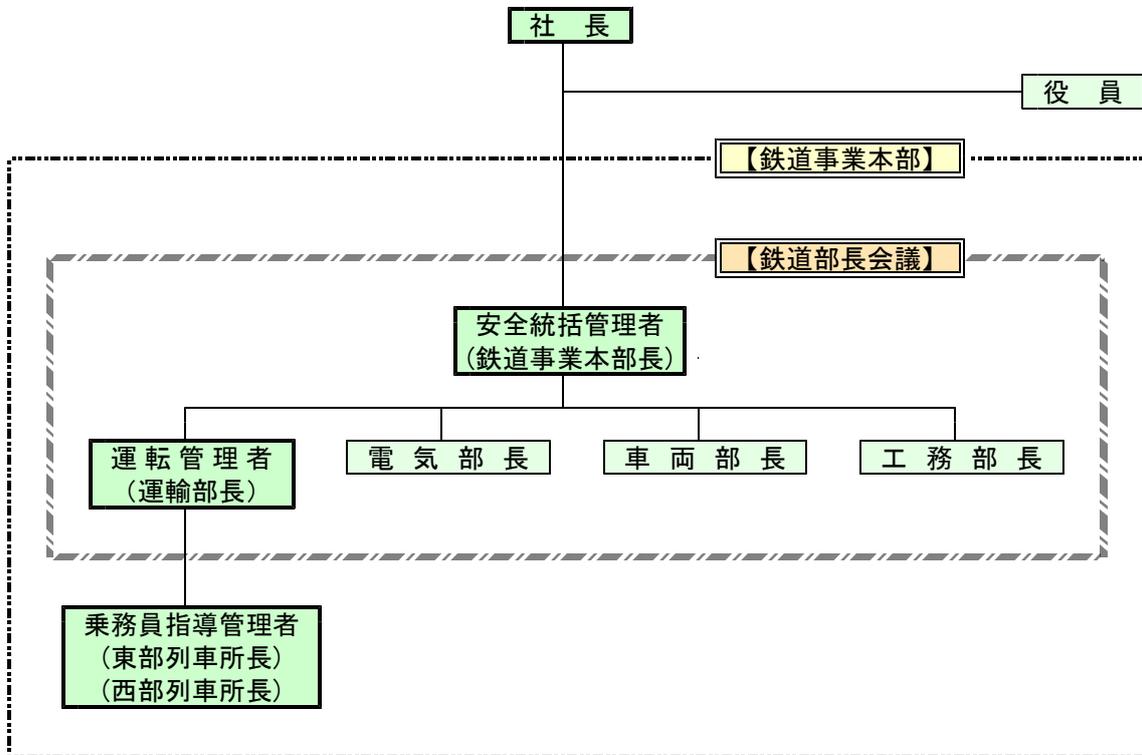


## Ⅵ. 安全管理体制と方法

### 1 安全管理組織体制（概要図）



### 2 管理者の役割

安全統括管理者等を選任するとともに、経営者をはじめ輸送の安全の確保に係る役割を定めております。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (鉄道事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運輸管理者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、運転士及び車掌の資質の保持、その他運転に関する業務を管理する。
乗務員指導管理者 (東・西列車所長)	運輸管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
電気部長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を総括する。
車両部長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を総括する。
工務部長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を総括する。

### 3 安全管理方法

#### ○鉄道部長会議

鉄道部長会議は、鉄道事業本部トップ（安全統括管理者〔常務取締役〕以下、鉄道担当役員、鉄道事業本部の各部長〔運輸部、電気部、車両部、工務部〕等）により構成され、原則として月2回開催しております。

安全に関する事項についても、協議、検討、決定、指示する会議体です。

#### ○鉄道課長会議・技術運輸小委員会等の各種定例会議

鉄道事業本部の各部の課長クラスで、各部間の業務の調整・検討、事故・トラブルの報告などを行う会議体となり、種々の情報共有に努めております。また、鉄道部長会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくため、相互確認（情報共有）する会議体でもあります。また、業務遂行上の種々の案件について鉄道部長会議へ上申していく会議体ともなります。

#### ○非常時対応体制

鉄道非常事態（列車運転事故、非常災害〔風水害、地震、火災〕等により会社の施設内で多数の死傷者を生じ、または会社の施設の復旧に長時間を要する事態）の発生に備え、非常事態対策規則等を策定し、非常時対応体制（全社）を構築しております。鉄道非常事態が発生すると、鉄道非常事態対策本部を設置し、救護、復旧、輸送の応急処置を迅速的確に行い、被害を最小限にとどめることに努めます。

また、鉄道非常事態には至らないものの、鉄道事業本部として、警戒、復旧、救護等の措置を講じる必要のある事態（非常事態等）の発生に備え、鉄道非常事態対策内規を策定し、鉄道事業本部の各部の任務等に関する基本的な事項を定め、連絡、連携を円滑にし、被害を最小限にとどめることに努める体制をとっております。